

## 神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、次世代型太陽電池の早期社会実装への支援を行うため、事業者が実施する実証事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次世代型太陽電池は、国産で今後普及が見込まれる技術を用いており、「薄い、軽い、曲げられる」特長をもったペロブスカイト太陽電池、カルコパイライト太陽電池、及び高効率な非フラーレン系の有機薄膜太陽電池と定める。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、次の要件を満たす補助事業とし当該事業の実施に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものに対して交付するものとする。

- (1)次世代型太陽電池の実証であること。
- (2)「薄い、軽い、曲げられる」といった次世代型太陽電池の特長を活かした実証であること。
- (3)本事業に使用する次世代型太陽電池は、国産かつ申請時点で商用化された製品ではないものを使用すること。
- (4)従来のシリコン型太陽電池(ガラス型)の設置が適さない場所等での実証であること。
- (5)量産化後の県内展開を見据えて、県特有の地域特性を活かし、県内での実装に向けて広く有効な検証結果が得られる県内の民間施設(工場、倉庫、集合住宅、高層ビル等)への実証であること。
- (6)県内での次世代型太陽電池の早期社会実装を図るため、以下の実証内容について情報提供が可能であり、可能な限り公表することについて同意すること。  
また、公表される情報については、事前に県と協議を行うこととし、資料の作成についても協力すること。
  - ・ 課題抽出及び効果検証を行う実証であること。
  - ・ 発電効率や発電量、耐久性等の効果検証項目を適切に設定し、当初想定との乖離や、その原因等について分析を行うこと。
- (7)補助対象事業の成果を県内で引き続き活用し、かつ、県内での早期社会実装に向けて取り組む計画を有すること。
- (8)実施期間は、交付決定日から令和9年3月31日までの間で3か月以上とすること。

なお、令和9年4月1日以降も実証を継続することは妨げないが、補助対象経費は令和9年3月31日までにかかった費用とする。

(9) 令和8年度において、本事業以外に、同一内容で、神奈川県以外の委託や補助を受けていないこと。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、実証事業に要する経費の3分の2以内の額（上限2,000万円）とする。ただし、国及び他の地方公共団体による補助金等の交付がある場合にあつては、当該補助金等の額との合計額が、補助対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。

3 第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第5条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達または財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の控除を行うものとする。

(1) 補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（間接補助事業者を含み、以下「補助事業者」という。）が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ会社

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これに

よりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業損益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（申請書の提出期日等）

第6条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別表2に掲げる書類を添えて、令和8年6月26日までに提出しなければならない。

（交付又は不交付の決定の通知）

第7条 交付又は不交付の決定は、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）または、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（暴力団排除）

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
  - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付の条件）

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (変更の申請等)

第 10 条 前条第 1 号及び第 2 号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第 5 号様式）により通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を精査した上で、交付決定額に変更が生じた場合は、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更交付決定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

#### (申請の取り下げのできる期間)

第 11 条 規則第 7 条第 1 項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算してから 10 日を経過した日までとする。

2 前項の規定は、前条の変更の承認の通知について準用する。この場合において、前項中の「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」読み替えるものとする。

#### (補助事業の実施)

第 12 条 補助事業者は、規則第 4 条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。また、補助事業の実施期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

#### (状況報告及び調査)

第 13 条 規則第 10 条の規定による状況報告は、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金実施状況報告書（第 7 号様式）により、令和 9 年 3 月 31 日までに行わなければならない。ただし、その日までに第 14 条で規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

#### (実績報告)

第 14 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金実績報告書（第 8 号様式）に別表 3 に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、期日が休日にあたる時は、その休日の前日をもってその期日とみなす。

2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者に関する質問を受けたときは、これに応じなければならない。

（補助金の額の確定及び支払い）

第 15 条 規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第 7 条又は第 10 条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付額確定通知書（第 9 号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第 7 条又は第 10 条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

（決定の取り消し）

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

（補助金の返還）

第 17 条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納

付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間経過するまで保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第 19 条 補助事業者が、法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

別表1 補助対象経費（第4条関係）

経費
≪実証事業関係費用≫ 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他付帯経費

別表2 交付申請時に必要な書類（第6条関係）

書類	備考
申請書（第1号様式）	
事業計画書（様式1）	
事業計画（様式2）	
業務実施体制（様式3）	
会社・団体概要（様式4）	
補助事業者の役員等氏名一覧表（様式5）	
見積書	・任意の様式
補助事業者の法人登記に係る登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	・3か月以内のもの
実証場所のわかる写真等	
国等の補助金等において受領した交付額確定通知書の写し	・国等の補助金等を受ける（受けた）場合に提出すること ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領後速やかに提出すること
その他知事が必要と認める書類	

別表3 実績報告時に必要な書類（第14条関係）

書類	備考
実績報告書（第8号様式）	
実証の実施状況が確認できる書類	・発電量のデータ等
実証の実施状況が確認できる写真（設置前後・撤去後）	
実証結果の検討状況が確認できる書類	・発電効率、効果検証の実施状況、分析結果等
補助事業に係る支出を証明する書類の写し	
補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されて	

いる部分の通帳等の写し（補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。）	
その他知事が必要と認める書類	

第1号様式（第6条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地 〒

名 称

代表者 職・氏名

令和8年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の内容

別添のとおり

2 補助事業の着手及び完了の予定期日

交付決定日 から 令和 年 月 日まで

3 交付申請額

円（千円未満切捨て）

第2号様式（第7条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）様

神奈川県知事  
（公印省略）

年 月 日付けで申請のありました令和8年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった令和8年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の区分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告しその指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
  - イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき

ウ 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(6) この補助金は、実績報告書に基づき、精算交付します。

(7) その他規則及び神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付要綱の定めるところに従うこと。

3 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければなりません。

(1) 実証の実施状況が確認できる書類

(2) 実証の実施状況が確認できる写真（設置前後・撤去後）

(3) 実証結果の検討状況が確認できる書類

(4) 補助事業に係る支出を証明する書類の写し

(5) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

4 規則第 17 条の規定により、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間経過するまで保管しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合はその権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければなりません。

6 所在地、名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服があるときは、この交付決定通知書を受理した日から 10 日を経過した日まで申請の取り下げをすることができます。

8 規則等の定めにより知事に提出する書類の部数は 1 部とします。

問合せ先

脱炭素戦略本部室

事業者連携グループ ○○

電話 045-210-4140

第3号様式（第7条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）様

神奈川県知事  
（公印省略）

年 月 日付で申請のありました令和8年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金の交付については、交付しないこととしたので、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

問合せ先  
脱炭素戦略本部室  
事業者連携グループ ○○  
電話 045-210-4140

第4号様式（第10条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地 〒

名 称

代表者 職・氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた令和8年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金に係る事業内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を受けたく申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容

事業の内容	変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

（ 責任者氏名 連絡先  
担当者氏名 連絡先  
（事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める） ）

第5号様式（第10条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）様

神奈川県知事  
（公印省略）

年 月 日付けで交付決定を受けた令和8年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金に係る事業内容の変更（中止・廃止）を承認することとしたので通知します。

問合せ先  
脱炭素戦略本部室  
事業者連携グループ ○○  
電話 045-210-4140

第6号様式（第10条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）様

神奈川県知事  
（公印省略）

年 月 日付けで申請のありました令和8年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円  
既決定額 円  
今回変更（追加・減額）交付決定額 円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日 付けで申請のあった令和8年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更交付申請書記載のとおりとします。
- (2) この変更決定に伴う補助金の交付は、事業実績報告書に基づき、精算交付します。
- (3) この変更決定の内容又は条件に不服があるときは、この変更決定通知書を受理した日から10日を経過した日まで申請の取り下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付けの交付決定通知書のとおりとします。

問合せ先  
脱炭素戦略本部室  
事業者連携グループ ○○  
電話 045-210-4140

第7号様式（第13条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地 〒

名 称

代表者 職・氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた令和8年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の実施状況

2 補助事業の経費の執行状況

（責任者氏名 連絡先  
担当者氏名 連絡先  
（事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める）

第8号様式（第14条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地 〒

名 称

代表者 職・氏名

年 月 日付で交付決定を受けた令和8年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金に係る補助事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 実績報告額 円（千円未満切捨て）

2 補助事業の着手及び完了の日

着手日	令和 年 月 日
完了日	令和 年 月 日

3 補助金振込先 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義	(フリガナ)
金融機関名	(コード) (名称)
店名	(コード) (名称)
預金の種類	普通・当座
口座番号	

注1 申請者名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

(事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める)

第9号様式（第15条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）様

神奈川県知事  
（公印省略）

年 月 日付けで申請のありました令和8年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金の交付については、次のとおり補助金交付額を決定したので、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

交付確定額 円

問合せ先  
脱炭素戦略本部室  
事業者連携グループ ○○  
電話 045-210-4140